

【選考方法等】（事務局案）

■10月3日 第2次選考

協議の前提

・安芸中学校・高等学校及び安芸桜ヶ丘高等学校において、9月に実施した生徒及び教職員アンケートの結果の取扱いについては、第1次選考時に決定したとおり、第2次選考を行ううえでの参考とすること。

選考基準

・各委員が生徒及び教職員アンケートを参考に、今までの選考基準を踏まえて検討を行う。

※今までの選考基準

- ・汎用性（白黒または拡大縮小したときにデザインが識別）
- ・展開性（将来的に制服やボタン、鞆等のアイテムに校章をいれることとなればどうか）
- ・記憶可能性（すぐに覚えられるデザインとなっているか）
- ・独自性（「新たなものとする」ことから現在の安芸中学校・高等学校及び安芸桜ヶ丘高等学校の校章デザインとは異なるもの）
- ・校章候補デザインのコンセプトの内容
- ・校章候補デザインとコンセプトの整合性及び表現
- ・校章としてふさわしいかどうか

選考方法

- ・上記の選考基準をもとに、各委員が選考理由とともに1位～4位を決定。
→ 投票用紙に記載（15分程度） → 集計

★ 第1位の決定について（説明例あり）

- ・各委員が1位と選んだデザインのみ協議の対象とする。
→ 各委員が1位と選んだ選考理由を発表
→ 全体協議 → 決定
→ （決定しなければ）全体協議を踏まえた上で再投票 → 決定
※再投票を行うデザイン数も協議により決定
→ （決定しなければ）設置要綱第7条第4項「会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」に基づき、決定する。

★ 第2位の決定について

- 第1位と決定したデザインを除き、各委員がつけた順位を繰り上げ（またはそのままにし）たとき、1位と選ばれたデザインのみ協議の対象とする。
→ 各委員が選考理由（1位のみ）を発表
→ 全体協議 → 決定
→ （決定しなければ）全体協議を踏まえた上で再投票 → 決定
※再投票を行うデザイン数も協議により決定
→ （決定しなければ）設置要綱第7条第4項「会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」に基づき、決定する。

★ 第3位、第4位の決定について

第2位の決定方法と同じ手順で行う。

なお、欠席されている委員について、事前に選考理由とともに1位～4位を記載した投票用紙を事務局で預かっている。この投票用紙についても本会議において有効とするものとし、選考理由を説明する必要がある場合、事務局において代読する。協議結果について、会長に一任される方は投票用紙に記載がある。

例 校章候補デザイン1～5、選考委員 a～d とする。投票結果を表1のとおりとする。

表1

	委員 a	委員 b	委員 c	委員 d	1位獲得数
デザイン1	1位	3位	1位		2
デザイン2	2位	1位	3位	3位	1
デザイン3	3位	2位	4位	2位	
デザイン4	4位		2位	4位	
デザイン5		4位		1位	1

(1) 第1位を決めるときは各委員が1位と選んだデザイン(1、2、5)のみ協議の対象とし、デザイン1については委員 a、c、デザイン2については委員 b、デザイン5については委員 d が選考理由を発表する。全体協議等を経て第1位の決定。

(2) 第1位がデザイン1に決定したとする。第2位を決めるときは表1を表2のように変更する。

表2-1

	委員 a	委員 b	委員 c	委員 d	1位獲得数
デザイン2	2位→1位	1位	3位→2位	3位	
デザイン3	3位→2位	2位	4位→3位	2位	
デザイン4	4位→3位		2位→1位	4位	
デザイン5		4位→3位		1位	

表2-2

	委員 a	委員 b	委員 c	委員 d	1位獲得数
デザイン2	1位	1位	2位	3位	2
デザイン3	2位	2位	3位	2位	
デザイン4	3位		1位	4位	1
デザイン5		3位		1位	1

表2-2において1位と表示されているデザイン(2、4、5)のみ協議の対象とし、選考理由を発表する。全体協議等を経て第2位の決定。

(3) 第3位、第4位を決定する際も(2)と同様の手順で行う。